

国内旅行傷害保険

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
傷害	死亡 後遺障害	最高 5,000万円	①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具*1に搭乗中に傷害を被り、右記(1)～(5)に該当した場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内にいる間および航空機の不時着陸時の接続交通乗用具搭乗中の事故を含みます。	左の①～③によりその傷害が原因で事故発生日から180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）または後遺障害が生じた場合。 (1) 死亡された場合・・・ 保険金額（死亡・後遺障害）の100%をお支払いします。 (2) 後遺障害が生じた場合・・・ その程度に応じて保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%をお支払いします。 注 (1)ではすでに支払った後遺障害保険金がある場合、控除した残額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ■けんかや自殺、犯罪行為 ■無免許、酒気を帯びた状態、麻薬等使用中の運転 ■脳疾患、心神喪失 ■戦争、その他変乱（テロ行為を除く）、放射線照射、放射能汚染 ■危険な運動（ピッケル、アイゼンなどを使用する山岳登山、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗など）中の事故 ■地震、噴火または津波 ■むちうち症または腰痛などでそれらの症状を裏付けるに足る医学的他覚所見のないものなど
	入院	入院保険金 1日につき 5,000円 手術保険金 5,000円×倍率	②被保険者が日本国内を旅行中、旅館・ホテル等の宿泊施設に宿泊者として滞在中に、火災・爆発事故により傷害を被り、右記(1)～(5)に該当した場合。	(3) 入院された場合・・・ 入院保険金日額×入院日数（事故日より180日限度）	
	通院	1日につき 2,000円	③被保険者が宿泊を伴う募集型企画旅行*2に参加中*3に傷害を被り、右記(1)～(5)に該当した場合。	(4) 手術を受けられた場合・・・ 入院保険金日額×手術の種類に応じて定めた倍率（1回の事故につき、1回の手術に限ります） (5) 通院された場合・・・ 通院保険金日額×入院日数（事故日より180日以内で90日限度）	

※カード利用の条件はございません。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

*1公共交通乗用具・・・航空法、鉄道事業法、海上運送法、道路運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶、バスなどをいいます。

*2募集型企画旅行・・・平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。詳しくは旅行代理店にご確認ください。

*3募集型企画旅行参加中・・・募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など（募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関は含みません。）を利用したときから最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。ただし、募集企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。